

ールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月28日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」）では、畜産を含む農業セクターに人口の約7割が従事しており、GDPの約4分の1及び総輸出額の約3割を占める重要なセクターである¹。タンザニア政府が推進する同セクター開発の政策指針である「農業セクター開発プログラムⅡ（ASDPⅡ）」では、家畜疾病の低減が目標に掲げられており、ブルセラ症を含む6つの人獣共通感染症が優先疾病に指定されている。また、タンザニア政府が策定した「結核とハンセン氏病プログラムの国家戦略プランⅤ」では、感染症対策における社会実装に関して研究機関との連携が掲げられている。ブルセラ病および人獣共通結核は、乳や肉などの動物由来食品を介して感染する人の疾病であり、その制御には、保健セクターだけでなく、畜産をはじめとするセクター間での協働したワンヘルスアプローチによる感染源対策が必要である。これらの疾病の制御に向け、タンザニア政府は首相事務所内にワンヘルス調整デスクを置き、ワンヘルス・サーベイランスシステムを構築した。しかしながら、ブルセラ症と人獣共通結核にかかる疫学調査は一部地域あるいは過去の記録に留まっており、現状の正確な把握や具体的介入には至っていない。

このような状況を踏まえ、タンザニア政府は、ワンヘルス、教育、官民連携を含む、分野横断的な連携による人獣共通感染症に対する介入プログラムを共同設計することを目的として、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の実施を我が国に要請した。

本事業は、タンザニア国モロゴロ州において、ブルセラ症及び人獣共通結核の制御に有効な介入点の特定に基づき、感染症対策にかかる参加型システムダイナミクスモデルを設計するとともに、コミュニティへの感染症教育を実施することにより、モロゴロ州における両疾病発生率の減少を図り、もってタンザニア国における両疾病発生率の減少と家畜生産性の向上に寄与するもの。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と調査項目等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト（SATREPS）の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣

¹ 第2次5カ年計画 2016/17-2020/21、タンザニア財務計画省

されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年8月下旬～2023年9月上旬）

- ① 要請背景及び協力内容を把握（要請書・暫定研究計画書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。特に当該地域における事業や他のSATREPS案件から成果や課題、教訓等を抽出する。
- ② タンザニア国側関係機関や他ドナー（WHO、WOAH、世界銀行等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票案は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、質問票は現地調査前に先方政府機関・他ドナー等に配付する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

（2）現地業務期間（2023年9月上旬～2023年9月下旬）

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、JICA団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり想定するが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 本プロジェクトに関連するタンザニアおよびアフリカ地域の開発計画、政策、制度及び本プロジェクトの位置づけ
 - ウ） タンザニアの畜産、人獣共通感染症分野における開発動向
 - エ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e) 関連する研究・開発課題等

オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

カ) 我が国の保健分野におけるこれまでの協力効果の発現状況

キ) 協力対象地域の社会や家庭内における女性の家畜飼育等への関わり、ジェンダーに関連する社会規範・慣習等

ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項

ケ) 社会実装のために連携活動が想定されているタンザニア国協力企業等の事業実績や今後の事業計画等

コ) 事前評価表を作成するにあたり必要となる本案件に関する指標や目標値、裨益者に関する各種基礎データ

- ④ 調査団及びタンザニア国側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）をJICA団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側C/P等とともに評価6項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年9月下旬～2023年10月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成に協力する。

² [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、JICA 団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年10月13日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドーハ/ドバイ⇒タンザニア⇒ドーハ/ドバイ⇒日本標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年9月3日～9月23日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を

予定しています。

現時点でタンザニア入国時に隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究企画 (AMED³)
- エ) 研究協力 (酪農学園大学)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が AMED のウェブサイトで開催されています。

- ・本プロジェクト研究課題の概要

<https://www.amed.go.jp/content/000113022.pdf>

② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本プロジェクト要請書

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ

³ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

イ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上